

文書番号：JRCA AA100-改定4版

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

制 定：2019年 2月 1日

改定4版：2021年10月 1日

一般財団法人 日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目次

I 章 一般.....	1
1. 適用範囲	1
2. 引用文書	1
3. 定義.....	1
II 章 航空宇宙産業向け審査員登録の要件	4
4. 登録要件の概要.....	4
5. AS 審査員への登録要件.....	5
6. AS 産業経験審査員への登録要件.....	6
III 章 航空宇宙産業向け審査員資格の維持及び更新	10
7. 資格の登録有効期間	10
8. 継続的な確認.....	10
9. 航空宇宙産業向け審査員資格の維持（サーベイランス）	10
10. 航空宇宙産業向け審査員資格の更新.....	11
IV 章 資格の取り消し、失効、一時停止.....	12
1 1. 資格の一時停止	12
1 2. 資格の取り消し.....	12
1 3. 資格の失効	12
1 4. 再登録及び再申請	12
付則.....	13
制定・改定履歴.....	14

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

I 章 一般

1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が、航空宇宙産業向け審査員を評価し登録するために使用する。

2. 引用文書

- JIS Q 9100：品質マネジメントシステム－航空宇宙－要求事項
- JIS Q 19011：マネジメントシステム監査のための指針
- SJAC 9104-1：航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項
- SJAC 9104-3：航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項
- JRMC 12-018 最新版：SJAC9104-1適用に伴う補足規定について
- JRMC 規則102 最新版：JRMCによる認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関及び研修提供者承認機関に対するオーバーサイト活動要領
- IAQG OPMT ICOP Resolution Log 最新版：Open Resolution Applicable to 9104-001
- JRCA AQ 130：品質マネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA AQ 140：品質マネジメントシステム審査員の資格基準（2021年4月1日以降）
- JRCA AA200：航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順
- JRCA AA300：航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

3. 定義

3.1 審査

JIS Q 19011 第3.1項で定義されている監査のこと。

3.1.1 有効な審査実績

(1) 航空宇宙産業向け審査員としての審査実績

次のすべての要件を満たす審査の実績のこと。

- ①JIS Q 9100（又は同等の9100規格）にもとづき、JIS Q 19011 第6項「監査の実施」の全過程を網羅している第三者審査である。
- ②SJAC 9104-1の第8項「審査及び報告に対する要求事項」に記載されている要件を満たす審査である。
- ③審査チームリーダーとして、AS産業経験審査員資格を有している者が参加している。
- ④前回に実施した審査又はオブザーバー参加から1年を超えて審査を実施する場合には、所属組織による予行演習等により審査技術が維持されていることの確認を受けた後に行った審査である。
- ⑤現地における審査活動が実働6時間以上ある。報告書作成時間を含まない。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

⑥OJT(リーダーとしての訓練を除く)は申請者本人の有効な審査実績にはならない。

(2) 新規に 航空宇宙産業向け審査員になる際の審査実績

①JIS Q 9001 (IS09001) 又はJIS Q 9100 (又は同等の9100規格) にもとづき、JIS Q 19011 第6項「監査の実施」の全過程を網羅している第三者審査又は第三者審査である。

②現地における審査活動が実働6時間以上ある。報告書作成時間を含まない。

3.2 航空宇宙産業向け審査員

SJAC9104-1で定義されている航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員と同義で、下記のAS審査員及びAS産業経験審査員の総称。

3.2.1 AS審査員

第5項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙審査員 (AA) と同義。

3.2.2 AS産業経験審査員

第6項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙産業経験審査員 (AEA) と同義。

3.3 QMS審査員

品質マネジメントシステム審査員の資格基準 (JRCA AQ 130 (2021年4月1日以降はJRCA AQ 140)) に定めるQMS審査員の登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

3.4 QMS主任審査員

品質マネジメントシステム審査員の資格基準 (JRCA AQ 130 (2021年4月1日以降はJRCA AQ 140)) に定めるQMS主任審査員の登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

3.5 オブザーバー

審査活動について学ぶため、審査活動は行わずに現地審査活動に同行する航空宇宙産業向け審査員。

3.6 メンバー (審査チームメンバー)

リーダー、オブザーバーを除く、審査チームを構成する審査を担当する航空宇宙産業向け審査員。

3.7 リーダー (審査チームリーダー)

JIS Q 19011 第6項で規定されている審査チームリーダーの役割を果たすAS産業経験審査員。

3.8 IAQG (国際航空宇宙品質グループ)

航空宇宙プライム企業で構成する団体であり、航空宇宙製品の品質改善、コスト削減のために、航空宇宙業界に共通の要求事項を作成することを目的としたグループ。

3.9 IAQG セクター (又は、単にセクター)

IAQG を構成する、アメリカ、ヨーロッパ及びアジア・パシフィックそれぞれの地域組織。

3.10 JRMC (航空宇宙審査登録管理委員会)

(社) 日本航空宇宙工業会航空宇宙品質管理センター (JAQG) 内にあり、日本の航空宇宙審査登録制度における決定権を有する委員会

3.11 継続的専門能力開発 (CPD)

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

航空宇宙産業向け審査員が、自身の長所と短所を考慮し、個人的に必要な専門能力向上、審査技術の向上及びスキル向上の分野を明らかにした上で、その知識や審査の技量を広げるため、また仕事の能力を高めるために実施する次の活動。

- ① 航空宇宙専門家・協会会議への出席、
- ② 航空宇宙に関する委員会への参加、
- ③ 航空宇宙産業会議・セミナー・研修会への参加、又は
- ④ 航空宇宙産業特有の資格証明書の取得。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

II 章 航空宇宙産業向け審査員登録の要件

4. 登録要件の概要

航空宇宙産業向け審査員への新規、格上、移転、維持及び更新の登録要件の一覧を下表に示す。義務遵守の誓約等の記載を省略している。

表中の数字は本基準内の項番号を示すので、各項を参照のこと。

○：適用 ー：対象外

登録要件		AA 新規	AEA 新規 (AA 資格なし)	AA→AEA 格上げ
審査実績 (JIS Q 9001/JIS Q 9100)		○5.1.1	○6.2.1、5.1.1	○6.1.1、5.1.1
審査能力の保証		○5.1.2	○6.2.1、5.1.2	ー
基礎研修コース修了		○5.1.3	○6.2.1、5.1.3	○6.1.1、5.1.3
JRCA の QMS 審査員資格 注 1		○5.1.4	○6.2.1、5.1.4	ー
CPD		ー	ー	○6.1.4
選択肢 1	実務経験 (4 年/10 年)	ー	○6.1.2	○6.1.2
選択肢 2	実務経験 (2 年/15 年)	ー	○6.1.3	○6.1.3
	専門研修コース修了 注 2	ー	○6.1.3	○6.1.3
	審査実績 (検証審査)	ー	○6.1.3	○6.1.3

登録要件		AA 移転	AEA 移転
JRCA の QMS 審査員資格		ー	ー
他セクターでの AA 又は AEA 審査員資格	OASIS 登録	○5.3	○6.3
	審査員資格証明書	○5.3	○6.3
現有機関の 6 年間の資料写し	申請資料	○5.3	○6.3
	評価・判定の資料	○5.3	○6.3

移転申請は更新申請と同時に行う必要があり (IAQG Resolution 要求)、資格更新の資料も提出すること。

登録要件	AA/AEA 維持	AA/AEA 更新
JRCA の QMS 審査員資格	ー	ー
審査実績 (JIS Q 9100)	ー	○10.1
CPD	ー	○10.2
受審組織証明 注 3	ー	○10.3

注 1 JRCA 登録資格の他に、認定機関で認定されている他の要員認証機関の QMS (9001) 審査員/主任審査員資格も可。

注 2 専門研修コースは本基準改定版発行時点で日本国内において存在しない

注 3 当センターが直接確認するものであり、審査員が提出するものではない

注 4 評価登録に係わる料金は記載を割愛

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**5. AS 審査員への登録要件****5.1 一般**

AS審査員への登録申請者は、第5.1.1項から第5.1.4項に定める要件をすべて満足し、且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

5.1.1 審査実績

申請前3年以内にJIS Q 9001規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも4回かつ最低20日間参加した審査実績を有すること。

審査実績は現地審査及びオフサイト審査が該当し、オフサイト審査日数は各審査毎に現地審査日数を上回らないこと。審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。現地審査、オフサイト審査共に審査日数（時間）がわかるエビデンスが必要である。

日数計算方法はAA300「航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き」
VII章 記入要領 を参照。

注1：「全要素をカバーした審査を少なくとも4回」とは、審査員申請者本人が複数の審査を通じて規格の箇条4以降の各箇条毎（ただしx. x項のレベル）の審査経験をそれぞれ合計4回以上積む必要があることを意味する。ただし、JIS Q 9001:2015の第8.3項（共に設計・開発）についてのみ2回以上でよい。審査チームとして審査で規格の箇条の確認をしていますが、審査員申請者本人が審査を行った箇条だけが実績としてカウントできる。

注2：JRMC規則102 に、オフサイト審査日数に審査準備、報告書作成の日数は含まないことが規定されている。

5.1.2 審査能力の保証

審査登録機関の審査登録の手順に従って、審査できる能力を有していることを審査登録機関の審査部門管理者又は、同等の者により保証されていること。

5.1.3 審査技術の習得

当センターが承認した9100:2016規格のIAQG認可航空宇宙審査員向け基礎研修コースを申請日から過去5年以内に修了しその試験に合格したことを示す合格修了証明書及びIAQGから授与された合格証を有していること。

なお、航空宇宙審査員向け基礎研修コースとして実施された9100:2016規格のIAQG認可航空宇宙審査員向け移行研修コースの合格修了証明書は航空宇宙審査員基礎研修コースの合格修了証明書として認められる。

上記研修コースが9100:2009規格の場合には、IAQG認可移行研修(9100:2016 Update Training)修了証と併せて提出することにより上記と同等と認められる。

5.1.4 資格登録

QMS審査員又はQMS主任審査員として、当センターに登録されていること。認定機関で認定されている他の要員認証機関に登録されているQMS (9001) 審査員又は主任審査員も可

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

とする。

5.2 JRMCによる追認

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

5.3 他セクターでAS審査員（AA）資格を保有している者に対する特別処置

他のIAQGセクターでAA審査員資格を有する者は下記①～④の条件をすべて満たすことにより当センターのAS審査員の要件を満たすものとする。当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

①他セクターにおけるAA審査員としてOASISデータベースに登録されていること。また有効である審査員資格証明書の写しを提出すること。

注：当センターにおける審査員資格の期限は他セクターにおける審査員資格の期限を受け継ぎ、更新が認められればその期限は現有規格の更新期限の3年後になる。

②申請時期は他セクターの要員認証機関における現有資格の更新時期のみとし、本基準10項「航空宇宙産業向け審査員資格の更新」に定める資格更新に必要な書類を提出して、認められること。

③現在審査員資格を登録されている機関から過去6年間（新規登録から6年に満たない場合は全期間）の審査員評価の資料（申請資料及び評価・判定結果の資料）の写しを入手して提出すること。

④必要な料金を支払うこと。

注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

6. AS 産業経験審査員への登録要件

6.1 AS審査員資格を有する者が格上げする場合

6.1.1 一般

AS審査員資格を有する者がAS産業経験審査員に格上げ申請を行うためには、第5.1.1項及び第5.1.3項の要件をすべて満足し、且つ、第6.1.2項又は第6.1.3項のいずれか一方に定める要件をすべて満足しなければならない。さらに第6.1.4項も満たさなければならない。

また、必要な料金を当センターに支払わなければならない。

注1 AS審査員資格を有する者の場合には、5.1.3項の基礎研修コース修了が申請日から5年以内の規定は適用しない。

注2 5.1.1 審査実績については、AS審査員への新規申請時に提出した審査実績がAS産業経験審査員への申請前3年以内であれば含めてよい。

6.1.2 申請前10年以内に、機体製造業者、主要な供給者及び装備品供給者の製造にかかわる、企業、防衛省、国土交通省航空局、宇宙航空研究開発機構（旧宇宙開発事業団を含む）において、4年以上常勤として、航空宇宙産業のエンジニアリング、設計、製造、品質管理ま

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

たは生産技術に直接関与している実務経験を有すること。同じ時期に上記以外の業務にも従事していた場合には、上記業務以外の時間は除外して計算すること。

上記の実務経験は、次に示す航空宇宙産業特有の要素に直接関与していたか、又は知識を有していなければならない。

- a) 航空宇宙産業における品質保証の考え方
- b1) 経済産業省の役割、責任、法規制の概要
- b2) 国土交通省航空局の役割、責任、法規制の概要
- b3) 防衛関連航空宇宙の要求及び関連規則の概要
- c) 初回製品検査 (FAI)
- d) 航空宇宙耐空性及び安全要求事項
- e) 航空宇宙製品のトレーサビリティ要求
- f) 航空宇宙下請負契約者の承認及び管理
- g) キー特性管理
- h) 品質要求事項展開
- i) 異物残留 (FOD) 防止プログラム要求
- j) 顧客支給品の管理
- k) 監視機器及び測定機器の校正管理
- l) スタンプ管理
- m) 不適合品の管理
- n) 抜き取り検査要求／統計手法
- o) 特殊工程管理
- p) 形態管理／要求事項管理
- q) 生産技術
- r) 治工具管理
- s) 設計・開発の検証及び妥当性確認

注：常勤の業務経験には契約雇用を含む。同時期に複数の組織との雇用契約は認められない。

6.1.3 第6.1.2項の実務経験が4年未満の場合は、以下のすべての条件を満足しなければならない。

- ①直近15年以内で2年以上の第6.2項に定める実務経験を有していること。
- ②当センターが承認した航空宇宙産業経験専門研修コースを申請日から過去5年以内に修了しその試験に合格したことを示す合格修了証明書を有していること。

注：日本国内において航空宇宙産業経験専門研修コースは本基準改訂版発行時点で存在しない。

- ③AS産業経験審査員の立会のもと、2回の全要素をカバーしたJIS Q 9100審査（検証審査）を実施しなければならない。全要素をカバーした審査とは審査員申請者本人が複数の審査を通じて規格の各箇条毎の審査経験をそれぞれ合計2回以上積む必要があることを意味する。立会したAS産業経験審査員により、検証審査の結果、AS産業

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

審査員候補者が第6.2項に示した航空宇宙に関する知識を十分有していないと見なされた場合は、追加の教育及び/又は実務研修が要求される。追加の教育並びに実務研修修了の証拠記録は、審査員の資格登録を申請する際に、当センターに提出しなければならない。

- ④ 検証審査は、第6.1.2項に示す直近10年で4年以上の実務経験により資格を得たAS産業経験審査員により実施されなければならない。検証審査を行うAS産業経験審査員は、審査チームのメンバーとして審査に参加できない。

6.1.4 継続的専門能力開発（CPD）実績

AS 審査員が AS 産業経験審査員への格上げを希望する場合には、レポートにより、申請前の最大3年間（登録から3年間に満たない場合には登録以降の期間）において15時間以上の継続的専門能力開発（CPD、第3.3項で定義）の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証できること。なお、一つの活動によりCPDとして認める時間は、最大10時間までとする。

上記の対象期間内のものであれば、更新申請時等において既に提出したものと重複してもよい。

6.1.5 JRMCによる追認

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

6.2 AS審査員資格を有さない者の場合（第6.3項に該当する者を除く）

6.2.1 一般

AS審査員資格を有さない者がAS産業経験審査員に申請を行うためには、第5.1.1～第5.1.4項の要件をすべて満足し、且つ、上記の第6.1.2項又は第6.1.3項のいずれか一方に定める要件をすべて満足しなければならない。

また、必要な料金を当センターに支払わなければならない。

6.2.2 JRMCによる追認

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

6.3 他セクターでAS産業経験審査員（AEA）資格を保有している者に対する特別処置

他セクターでAEA審査員資格を有する者は下記①～④の条件をすべて満たすことにより当センターのAS産業経験審査員の要件を満たすものとする。当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

- ① 他セクターにおけるAEA審査員としてOASISデータベースに登録されていること。また有効であるAEA審査員資格証明書の写しを提出すること。

注；当センターにおける審査員資格の期限は他セクターにおける審査員資格の期限を受け継ぎ、更新が認められればその期限は現有規格の更新期限の3年後になる。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

- ②申請時期は他セクターの要員認証機関における現有資格の更新時期のみとし、10項「航空宇宙産業向け審査員資格の更新」に定める資格更新に必要な書類を提出して、認められること。
- ③現有機関から過去6年間（新規登録から6年に満たない場合は全期間）の審査員評価の資料（申請資料及び評価・判定結果の資料）のコピーを入手して提出すること。
- ④必要な料金を支払うこと。
注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**Ⅲ章 航空宇宙産業向け審査員資格の維持及び更新****7. 資格の登録有効期間**

航空宇宙産業向け審査員資格の登録有効期間は、登録日又は更新日から3年とする。航空宇宙産業向け審査員が、その資格登録を維持するためには、第8項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第9項に定めるサーベイランスのための要件を満たしていることの当センターによる確認を登録日又は更新日から1年毎に受け、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。また、航空宇宙産業向け審査員がその資格登録の有効期限を更新する場合は、第8項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第10項に定める更新のための要件を満たしていることの当センターによる確認を登録日又は更新日から3年毎に受け、且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

8. 継続的な確認**8.1 利害関係者からの情報に対する確認**

当センターは、利害関係者から提供された情報に対して、以下を確認する。

- 1) 審査員倫理綱領違反がないこと。
- 2) 苦情発生の原因が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないこと。

8.2 航空宇宙産業向け審査員からの情報に対する確認**8.2.1 苦情報告**

航空宇宙産業向け審査員は、航空宇宙産業向け審査員としての活動に対し利害関係者から苦情を受けた場合、当該者は直ちに当センターにその内容並びに苦情対応完了予定日を書面で報告しなければならない。当センターは、当該の苦情発生の原因が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないことを確認する。

8.2.2 登録内容の変更報告

航空宇宙産業向け審査員は、当センターへ提出した内容に変更が生じた場合、速やかに変更内容について当センターに書面で報告しなければならない。当センターは、当該の変更が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないことを確認する。

9. 航空宇宙産業向け審査員資格の維持（サーベイランス）

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を維持するためには、第9.1項及び第9.2項に定める資格維持の要件を満足していなければならない。

9.1 資格継続の意思表示及び義務等遵守の誓約

資格継続の意思表示を行うと共に、本AA100に規定されている要求事項及びAA200に規定されている審査員の義務を順守する旨の誓約を行うこと。

注 申請書の提出は上記内容を含む。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**9.2 必要な料金を支払うこと。**

注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

10. 航空宇宙産業向け審査員資格の更新

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を更新するためには、有効期限日の3ヶ月前までに申請を行い、第10.1項から第10.6項に定める資格更新の要件をすべて満足していなければならない。

注：SJAC 9104-3規格の8.1.2に、“審査員は…有効期限日の3ヶ月以上前に資格証明の申請を提出しなければならない。”と規定されている。

10.1 審査実績

航空宇宙産業向け審査員は、更新前の3年間において、4回以上の有効な審査の実績を有すること。

10.2 継続的専門能力開発（CPD）実績

航空宇宙産業向け審査員は、レポートにより、更新前の3年間において合計15時間以上の継続的専門能力開発（CPD、第3.3項で定義）の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証できること。なお、一つの活動によりCPDとして認める時間は、最大10時間までとする

10.3 受審組織による証明

当センターの調査により、航空宇宙産業向け審査員が担当した審査の受審組織から、JIS Q 19011 第4項に定める審査の原則（a 高潔さ、b 公正な報告、c 専門家としての正当な注意、d 機密保持、e 独立性、f 証拠に基づくアプローチ）を遵守した審査が行われたことの証明がされること。

10.4 JRMCによる追認

当センターで更新可を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって更新が確定する。

10.5 資格更新の意思表示及び義務等遵守の誓約

資格更新の意思表示を行うと共に、本AA100に規定されている要求事項及びAA200に規定されている審査員の義務を順守する旨の誓約を行うこと。

注 申請書の提出は上記内容を含む。

10.6 必要な料金を支払うこと。

注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

IV章 資格の取り消し、失効、一時停止

1 1. 資格の一時停止

航空宇宙産業向け審査員の資格登録に疑義が生じた場合、当センターは当該審査員の資格登録に関する疑義が解消されるまでの間、当該審査員の資格登録を一時停止する。

1 2. 資格の取り消し

当センターは、次の事項が発生した場合、当該航空宇宙産業向け審査員の資格を取り消す。

- 1) 第8項に定める継続的な確認に関わる報告を怠った場合、
- 2) 第8項に定める継続的な確認で問題が露見した場合、
- 3) 航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順（JRCA AA200）の第14.2項に定める事項を含めた航空宇宙産業向け審査員として遵守すべき事項への違反が露見した場合、
- 4) 申請書類に誤った情報が含まれていた場合、
- 5) 監査所見を偽っている場合、
- 6) 審査活動中に認証制度の信頼を損なうような行為を行った場合、

1 3. 資格の失効

当センターは、次の事項が発生した場合、審査員資格を失効させる。

- 1) 登録日又は更新日から1年毎又は3年毎の期日を過ぎても資格維持の手続き又は資格更新の手続き（必要な料金の払い込みを含む）が行われない場合、
注；期日までに申請に必要な書類の提出と費用支払いがなされていること。評価の結果、追加資料提出が必要になった場合は上記に該当しない。
- 2) 航空宇宙産業向け審査員から資格放棄の申し出があった場合。
- 3) 第9項に定める航空宇宙産業向け審査員の資格維持の要件又は第10項に定める航空宇宙産業向け審査員の資格更新の要件のいずれか一つでも満たさない場合。

1 4. 再登録及び再申請

14.1 再登録

資格維持手続きの場合のみ、第13項1)又2)の事由により資格失効になった者から、資格失効日から30日以内に再登録の申請があった場合、当センターは、当該者が第8項に定める資格の維持の要件を満たすことを確認し、該当する資格で再登録を行う。資格更新の場合については上記の30日の猶予は認められない。

14.2 再申請

14.2.1 第12項の事由により資格取り消し処分となった者からの再申請は取消から12ヶ月間は受理しない。

14.2.2 第12項の事由により資格取り消し処分となった者を除き、登録を再希望する者は、新規の登録として申請することができる。

付則

この基準の改定版は、2021年10月1日から適用する。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 日本規格協会 JRCA AA100 改定7版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
改定1版	2019年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> 引用文書に JRMC 規則 102 を追加した。(2項) JRMC 規則 102 の改定を反映して、審査日数に報告書作成時間を含まないこと、審査日数(時間)がわかるエビデンスが必要であること等を追記した。(3.1.1、5.1.1) 審査実績の定義について、航空宇宙産業向け審査員としての審査実績と、新規に航空宇宙産業向け審査員になるための審査実績に分けて記述するようにした。(3.1.1項) 産業経験審査員になるための実務経験年数について、JRMC 規則 102 改定による明確化を反映して、同じ時期に航空宇宙関連業務以外にも従事していた場合にはその分の時間を除外して計算することを追記した。(6.1.2項) その他、表記上の修正を行った。
改定2版	2020年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> JRMC 規則 102 の記述に従って、「オフサイト審査」の用語を採用し、審査には現地審査とオフサイト審査があること、オフサイト審査に審査準備等は含まないこと、新規登録時にオフサイト審査も審査日数に加算するためにはそのエビデンスが必要であること、と記述を整理し直した。(5.1.1項) JRMC によるオーバーサイトにおける改善の機会を受けて、維持、更新、格上げ、及び他機関からの移転における JRCA登録QMS審査員/主任審査員であることの要件を廃止した。(4項、5.3項、6.3項、旧10.3項) 初回申請時においては、現行の SJAC9104-3 規格に基づいて JRCA 登録 QMS 審査員/主任審査員資格保有要件は不変であるが、認定機関で認定されている他の要員認証機関に登録されている QMS (9001) 審査員/主任審査員も可とした。(4項注1、5.1.4項) 上記の改定に伴い、章項番号及び段落番号を一部変更した。 誓約書提出を求めている資格継続/更新において登録の意思表示及び義務等遵守の誓約を要件に書き加えたが、従来より申請書に誓約が含まれているので新たな要求ではない。(9.1項、10.5項) その他、表記上の修正を行った。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

改定 3 版	2021 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年 4 月 1 日から品質マネジメントシステム審査員の資格基準（JRCA AQ140）を施行したことに伴い、引用文書及び QMS 審査員／主任審査員の定義に同文書を追記した。（2 項、3.3 項、3.4 項） ・ 引用文書に審査員の料金基準（JRCA AC200）の記載がなかったため、追記した。（2 項） ・ 一部軽微な誤記の修正を行った。
改定 4 版	2021 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「JRCA AC220 : マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の施行に伴い、関連する規定を修正した。（2 項、5.3 項、6.3 項、9.2 項、10.6 項） ・ JRCA AA100-1 : 航空宇宙産業向け審査員資格の JIS Q 9100:2016 版への移行基準及び手続きについては、移行措置期間完了のため、削除した。（2 項、7 項） ・ JIS Q 9001:2008 に基づく審査は移行措置期間完了のため、削除した。（5.1.1 項）